

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置に含まれない規定)

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。)(第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七條の十一の三から第三十七條の十二まで、第三十七條の十四の三、第三十七條の十四の四、第三十八條、第三十八條の二、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の三の四、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定)

二 七 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四(第八項第六号ロ及び第七号を除く。)、第四十二条の四の二(第二項(措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及

(租税特別措置に含まれない規定)

第一条 同 上

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。)(第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七條の十一の三から第三十七條の十二まで、第三十七條の十四の三、第三十七條の十四の四、第三十八條、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の三の四、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定)

二 七 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第二条 同 上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四(第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。))を除く。)、第四十

び第七号の規定を準用する部分に限る。)を除く。)、第四十二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第四十七条まで、第五十二条の二(経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。 )及び第五十二条の三(第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。)の規定

三〇 省 略

十一 措置法第六十六条の十、第六十六条の十一、第六十六条の十一の三(第三項を除く。 )、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三(第五項から第十三項まで及び第十七項を除く。 )、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四(第十一項を除く。 )、第六十七条の五から第六十七条の七まで、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十二 省 略

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第百五十号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 第一条第一号の改正規定(「第四十一条の十五の二」の下に「第四十一条の十九」を加える部分を除く。 ) 令和十二年一月一日

附 則

二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の六まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二(経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。 )及び第五十二条の三(第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。)の規定

三〇 同 上

十一 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三(第三項を除く。 )、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三(第五項から第十一項まで及び第十五項を除く。 )、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四(第十一項を除く。 )、第六十七条の五から第六十七条の七まで、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十二 同 上

附 則

(施行期日)

1 同 上

一・二 同 上

三 第一条第一号の改正規定(「第四十一条の十五の二」の下に「第四十一条の十九」を加える部分を除く。 ) 令和九年一月一日

(施行期日)

1 | この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 | 次項の規定 令和九年四月一日

二 | 第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第一条第一号の改正規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

三 | 第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第二号の改正規定（「第四十二条の六」を「第四十二条の十二の七」に改める部分に限る。） 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

(経過措置)

2 | 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和九年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第五十四条又は第六十二条第四項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一 | 改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の十の二の規定

二 | 改正法附則第六十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項又は第八項の規定